

豊田市公契約条例に係る特約条項

この特約条項は、豊田市公契約条例（令和3年条例第39号。以下「条例」という。）に基づき定めるものとする。なお本特約条項は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体を成すものとする。

（下請契約等）

第1条 受注者は、公契約に係る業務について下請契約等を締結する場合は、相手方にこの条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令を遵守し、誠実な業務の実施に資する公正な契約を締結しなければならない。

（労働環境を確保するための取組の報告）

第2条 特定受注者等は、別に定めるところにより、市と特定公契約を締結し、又は特定受注者と特定公契約に関する下請契約を締結した後、速やかに労働者の適正な労働環境を確保するための取組について市長等に報告しなければならない。報告した労働環境を確保するための取組に変更があった場合についても、同様とする。

（労働者への周知）

第3条 特定受注者等は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る業務を行う事業場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付することにより、労働者に周知しなければならない。

- （1）当該特定公契約の名称
- （2）条例第8条の規定により申出をすることができる旨及び当該申出をする場合の申出先
- （3）条例第8条の規定により申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

（市内事業者の活用）

第4条 受注者等は、下請負者等（受注者と下請契約等を締結する者をいう。）を選定するときは、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならない。公契約に係る業務の実施に必要な資材等を調達する場合についても、同様とする。